

仕様書

|         |   |
|---------|---|
| 品名      | 白灯油   |
| 規格      | 日本産業規格 K 2 2 0 3 1号   |
| 納入予定数量  | 25,000リットル  |
| 納入期間    | 契約締結日から令和7年3月31日まで  |
| 納入場所    | 山形県立置賜農業高等学校 (川西町大字上小松3723番地)   |
|         | ホームタンク 11基 (詳細については別紙参照)  |
| 見積の方法   | 1リットルあたりの単価による。   |
|         | ※1 見積書に記載する金額は小数点以下1桁までとする。   |
|         | ※2 見積書に記載する金額は消費税抜きの金額とする。  |
| 代金の支払方法 | 1か月毎の精算払い<br>(1か月に購入した灯油の総量に契約単価を乗じ、小数点以下を切捨した金額を請求する。)   |
| その他     | <p>1 市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、次の①②③により変更契約の協議を行うことができるものとする。</p> <p>①変更契約について協議を行う基準 (価格税抜)<br/>         前回契約価格決定時の指標価格 (経済産業省エネルギー庁の石油製品価格調査：灯油、山形 配達) と現行の指標価格に2円/リットル以上の変動があった場合は受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。</p> <p>②変更契約時の価格の算定<br/>         ア 変更契約額 (増減額) は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額 (増減額) の算定においては指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。<br/>         イ 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額 (端数処理による誤差を除く。) とする。</p> <p>③変更契約を行う日<br/>         原則として申し出を受理した日の翌月1日とする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。</p> <p>2 法令の遵守<br/>         受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。</p> <p>※参考 (経済産業省資源エネルギー庁のホームページ：石油製品価格調査)<br/> <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/">http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/</a></p> |